

東海第二発電所 審査資料	
資料番号	S-2-1 比較 (改 1)
提出年月日	2023 年 8 月 1 日

## 東海第二発電所

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について  
伊方発電所 3 号炉との比較表

2023 年 8 月

日本原子力発電株式会社



赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）	東海第二発電所	差異理由
<p>1. 改正規則等への適合性について</p> <p>1.1 改正規則等において追加された事項</p> <p>令和3年4月21日に「<b>实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</b>」（以下「<b>設置許可基準規則の解釈</b>」という。）等が一部改正され、基準地震動評価について、震源を特定せず策定する地震動のうち全国共通に考慮すべき地震動として、標準応答スペクトルを考慮した評価が新たに規制に取り入れられた。具体的な<b>改正点</b>は、以下の<b>1.1.1</b>に示すとおり。</p> <p>1.1.1 標準応答スペクトルに係る事項        (改正された規則等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置許可基準規則の解釈（別記2 第4条）</li> </ul> <p>以下の抜粋においては、変更又は追加箇所を<b>下線部分</b>及び<b>破線で囲んだ部分</b>で示す。規定の移動については<b>二重下線部分</b>で示す。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>「<b>实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</b>」（以下「<b>設置許可基準規則の解釈</b>」という。）等の一部改正に伴い、標準応答スペクトルに基づき策定した地震動として、基準地震動（以下「<b>S<sub>s</sub>-32</b>」という。）を追加した。</p> <p>本資料では、<b>S<sub>s</sub>-32</b>追加に対する設計方針及び基準適合性について説明する。</p> <p>2. 改正規則等への適合性について</p> <p>2.1 改正規則等において追加された事項</p> <p>令和3年4月21日に<b>設置許可基準規則の解釈</b>等が一部改正され、基準地震動評価について、震源を特定せず策定する地震動のうち全国共通に考慮すべき地震動として、標準応答スペクトルを考慮した評価が新たに規制に取り入れられた。具体的な<b>改正箇所</b>を<b>第2.1表</b>に示す。</p>	<p>・記載方針の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載方針の相違        (東二は、第2.1表に示す。)</p>

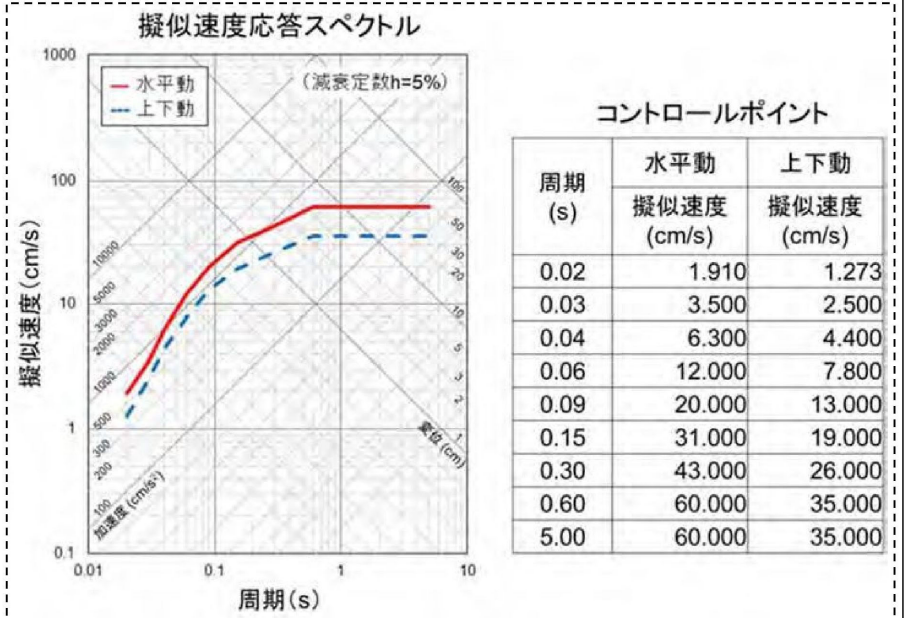
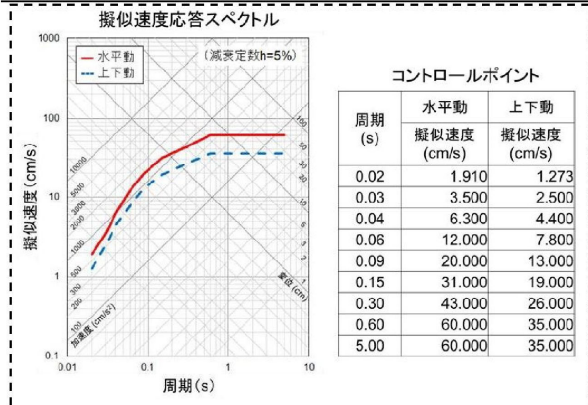
赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）	東海第二発電所	差異理由				
<p>設置許可基準規則の解釈（抜粋）          （別記2）          第4条（地震による損傷の防止）          1～4（略）</p> <p>5 第4条第3項に規定する「基準地震動」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとし、次の方針により策定すること。</p> <p>一（略）          二（略）          三 上記の「震源を特定せず策定する地震動」は、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を基に、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定すること。          なお、上記の「震源を特定せず策定する地震動」については、次に示す方針により策定すること。</p> <p>①上記の「震源を特定せず策定する地震動」の策定に当たっては、「全国共通に考慮すべき地震動」及び「地域性を考慮する地震動」の2種類を検討対象とすること。          ②上記の「全国共通に考慮すべき地震動」の策定に当たっては、震源近傍における観測記録を基に得られた次の知見をすべて用いること。          ・2004年北海道留萌支庁南部の地震において、防災科学技術研究所が運用する全国強震観測網の港町観測点における観測記録から推定した基盤地震動          ・震源近傍の多数の地震動記録に基づいて策定した地震基盤相当面（地震基盤からの地盤増幅率が小さく地震動としては地震基盤</p>	<p>第2.1表 設置許可基準規則第4条の解釈（別記2）</p> <table border="1" data-bbox="1469 357 2374 1291"> <thead> <tr> <th data-bbox="1469 357 2240 430">設置許可基準規則の解釈 第4条（地震による損傷防止）別記2（抜粋）</th> <th data-bbox="2240 357 2374 430">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1469 430 2240 1291"> <p>1～4（略）</p> <p>5 第4条第3項に規定する「基準地震動」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとし、次の方針により策定すること。</p> <p>一（略）            二（略）            三 上記の「震源を特定せず策定する地震動」は、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を基に、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定すること。            なお、上記の「震源を特定せず策定する地震動」については、次に示す方針により策定すること。            ①上記の「震源を特定せず策定する地震動」の策定に当たっては、「全国共通に考慮すべき地震動」及び「地域性を考慮する地震動」の2種類を検討対象とすること。            ②上記の「全国共通に考慮すべき地震動」の策定に当たっては、震源近傍における観測記録を基に得られた次の知見をすべて用いること。            ・2004年北海道留萌支庁南部の地震において、防災科学技術研究所が運用する全国強震観測網の港町観測点における観測記録から推定した基盤地震動            ・震源近傍の多数の地震動記録に基づいて策定した地震基盤相当面（地震基盤からの地盤増幅率が小さく地震動としては地震基盤</p> </td> <td data-bbox="2240 430 2374 1291"> <p>解釈の変更又は追加箇所は下線部分及び破線で囲んだ部分</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則の解釈 第4条（地震による損傷防止）別記2（抜粋）	備考	<p>1～4（略）</p> <p>5 第4条第3項に規定する「基準地震動」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとし、次の方針により策定すること。</p> <p>一（略）            二（略）            三 上記の「震源を特定せず策定する地震動」は、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を基に、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定すること。            なお、上記の「震源を特定せず策定する地震動」については、次に示す方針により策定すること。            ①上記の「震源を特定せず策定する地震動」の策定に当たっては、「全国共通に考慮すべき地震動」及び「地域性を考慮する地震動」の2種類を検討対象とすること。            ②上記の「全国共通に考慮すべき地震動」の策定に当たっては、震源近傍における観測記録を基に得られた次の知見をすべて用いること。            ・2004年北海道留萌支庁南部の地震において、防災科学技術研究所が運用する全国強震観測網の港町観測点における観測記録から推定した基盤地震動            ・震源近傍の多数の地震動記録に基づいて策定した地震基盤相当面（地震基盤からの地盤増幅率が小さく地震動としては地震基盤</p>	<p>解釈の変更又は追加箇所は下線部分及び破線で囲んだ部分</p>	<p>・記載表現の相違</p>
設置許可基準規則の解釈 第4条（地震による損傷防止）別記2（抜粋）	備考					
<p>1～4（略）</p> <p>5 第4条第3項に規定する「基準地震動」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとし、次の方針により策定すること。</p> <p>一（略）            二（略）            三 上記の「震源を特定せず策定する地震動」は、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を基に、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定すること。            なお、上記の「震源を特定せず策定する地震動」については、次に示す方針により策定すること。            ①上記の「震源を特定せず策定する地震動」の策定に当たっては、「全国共通に考慮すべき地震動」及び「地域性を考慮する地震動」の2種類を検討対象とすること。            ②上記の「全国共通に考慮すべき地震動」の策定に当たっては、震源近傍における観測記録を基に得られた次の知見をすべて用いること。            ・2004年北海道留萌支庁南部の地震において、防災科学技術研究所が運用する全国強震観測網の港町観測点における観測記録から推定した基盤地震動            ・震源近傍の多数の地震動記録に基づいて策定した地震基盤相当面（地震基盤からの地盤増幅率が小さく地震動としては地震基盤</p>	<p>解釈の変更又は追加箇所は下線部分及び破線で囲んだ部分</p>					

赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）	東海第二発電所	差異理由																																																																
<p>面と同等とみなすことができる地盤の解放面で、せん断波速度 <math>V_s = 2200 \text{ m/s}</math> 以上の地層をいう。）における標準的な応答スペクトル（以下「標準応答スペクトル」という。）として次の図に示すもの</p>  <table border="1" data-bbox="845 588 1202 976"> <caption>コントロールポイント</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">周期 (s)</th> <th>水平動</th> <th>上下動</th> </tr> <tr> <th>擬似速度 (cm/s)</th> <th>擬似速度 (cm/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.02</td><td>1.910</td><td>1.273</td></tr> <tr><td>0.03</td><td>3.500</td><td>2.500</td></tr> <tr><td>0.04</td><td>6.300</td><td>4.400</td></tr> <tr><td>0.06</td><td>12.000</td><td>7.800</td></tr> <tr><td>0.09</td><td>20.000</td><td>13.000</td></tr> <tr><td>0.15</td><td>31.000</td><td>19.000</td></tr> <tr><td>0.30</td><td>43.000</td><td>26.000</td></tr> <tr><td>0.60</td><td>60.000</td><td>35.000</td></tr> <tr><td>5.00</td><td>60.000</td><td>35.000</td></tr> </tbody> </table> <p>図 地震基盤相当面における標準応答スペクトル</p> <p>③上記の「地域性を考慮する地震動」の検討の結果、この地震動を策定する場合にあっては、事前に活断層の存在が指摘されていなかった地域において発生し、地表付近に一部の痕跡が確認された地震について、震源近傍における観測記録を用いること。</p> <p>④解放基盤表面までの地震波の伝播特性を必要に応じて応答スペクトルの設定に反映するとともに、設定された応答スペクトルに対して、地震動の継続時間及び経時的変化等の特性を適切に考慮すること。</p> <p>⑤上記の「震源を特定せず策定する地震動」について策定された基準地震動の妥当性については、最新の科学的・技術的知見を踏まえて個別に確認すること。</p> <p>四（略）</p> <p>6～8（略）</p>	周期 (s)	水平動	上下動	擬似速度 (cm/s)	擬似速度 (cm/s)	0.02	1.910	1.273	0.03	3.500	2.500	0.04	6.300	4.400	0.06	12.000	7.800	0.09	20.000	13.000	0.15	31.000	19.000	0.30	43.000	26.000	0.60	60.000	35.000	5.00	60.000	35.000	<p>設置許可基準規則の解釈      第4条（地震による損傷防止）別記2（抜粋）      な応答スペクトル（以下「標準応答スペクトル」という。）として次の図に示すもの</p>  <table border="1" data-bbox="2003 577 2226 829"> <caption>コントロールポイント</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">周期 (s)</th> <th>水平動</th> <th>上下動</th> </tr> <tr> <th>擬似速度 (cm/s)</th> <th>擬似速度 (cm/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.02</td><td>1.910</td><td>1.273</td></tr> <tr><td>0.03</td><td>3.500</td><td>2.500</td></tr> <tr><td>0.04</td><td>6.300</td><td>4.400</td></tr> <tr><td>0.06</td><td>12.000</td><td>7.800</td></tr> <tr><td>0.09</td><td>20.000</td><td>13.000</td></tr> <tr><td>0.15</td><td>31.000</td><td>19.000</td></tr> <tr><td>0.30</td><td>43.000</td><td>26.000</td></tr> <tr><td>0.60</td><td>60.000</td><td>35.000</td></tr> <tr><td>5.00</td><td>60.000</td><td>35.000</td></tr> </tbody> </table> <p>図 地震基盤相当面における標準応答スペクトル</p> <p>③上記の「地域性を考慮する地震動」の検討の結果、この地震動を策定する場合にあっては、事前に活断層の存在が指摘されていなかった地域において発生し、地表付近に一部の痕跡が確認された地震について、震源近傍における観測記録を用いること。</p> <p>④解放基盤表面までの地震波の伝播特性を必要に応じて応答スペクトルの設定に反映するとともに、設定された応答スペクトルに対して、地震動の継続時間及び経時的変化等の特性を適切に考慮すること。</p> <p>⑤上記の「震源を特定せず策定する地震動」について策定された基準地震動の妥当性については、最新の科学的・技術的知見を踏まえて個別に確認すること。</p> <p>四（略）</p> <p>6～8（略）</p>	周期 (s)	水平動	上下動	擬似速度 (cm/s)	擬似速度 (cm/s)	0.02	1.910	1.273	0.03	3.500	2.500	0.04	6.300	4.400	0.06	12.000	7.800	0.09	20.000	13.000	0.15	31.000	19.000	0.30	43.000	26.000	0.60	60.000	35.000	5.00	60.000	35.000	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違</li> </ul>
周期 (s)		水平動	上下動																																																															
	擬似速度 (cm/s)	擬似速度 (cm/s)																																																																
0.02	1.910	1.273																																																																
0.03	3.500	2.500																																																																
0.04	6.300	4.400																																																																
0.06	12.000	7.800																																																																
0.09	20.000	13.000																																																																
0.15	31.000	19.000																																																																
0.30	43.000	26.000																																																																
0.60	60.000	35.000																																																																
5.00	60.000	35.000																																																																
周期 (s)	水平動	上下動																																																																
	擬似速度 (cm/s)	擬似速度 (cm/s)																																																																
0.02	1.910	1.273																																																																
0.03	3.500	2.500																																																																
0.04	6.300	4.400																																																																
0.06	12.000	7.800																																																																
0.09	20.000	13.000																																																																
0.15	31.000	19.000																																																																
0.30	43.000	26.000																																																																
0.60	60.000	35.000																																																																
5.00	60.000	35.000																																																																

赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）	東海第二発電所	差異理由
<p>1.2 改正規則等への適合性</p> <p>1.2.1 標準応答スペクトルに係る事項</p> <p>設置許可基準規則の解釈別記2第4条第5項にて、「震源を特定せず策定する地震動」のうち「全国共通に考慮すべき地震動」について、「標準応答スペクトル」を考慮することが追加要求された。</p> <p>本規則等改正を踏まえ、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」（以下「ガイド」という。）を参照し、以下の(1)～(3)の事項も検討した上で、標準応答スペクトルを考慮した基準地震動 <math>S_s-3-3</math> を追加し、基準地震動による地震力に考慮する旨の内容を設置変更許可申請書本文及び添付書類に追加しており、改正規則等に適合していると判断している。</p> <p>(1) 標準応答スペクトルは、地震基盤相当面で策定された地震動レベルであり、敷地の解放基盤表面のS波速度が約2.6km/sと地震基盤相当であることを踏まえ、標準応答スペクトルをそのまま「震源を特定せず策定する地震動」として採用する。</p> <p>(2) 標準応答スペクトルは、一部の周期帯で基準地震動 <math>S_s-1</math> の設計用応答スペクトルを上回ることから、基準地震動 <math>S_s-3-3</math> として選定する。</p> <p>(3) 基準地震動 <math>S_s-3-3</math> の設計用模擬地震波は、それぞれの応答スペクトルに適合する周波数—振幅特性に対し、異なる位相特性を用いた複数の方法により検討を行ったうえで、一様乱数の位相をもつ正弦波の重ね合わせによって作成した模擬地震波を採用する。</p> <p>※文章構成の差異により、順不同で関連記載を抜粋</p> <p>なお、設置許可基準規則の解釈別記2第4条第4項に係る弾性設計用地震動については、添付書類八の「1.4.1.3(2) 動的地震力」において、「弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう基準地震動に係数0.53を乗じて設定する。」と記載している。この係数0.53は工学的判断により「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂）」における基準地震動 <math>S_1</math> の応答スペクトルをおおむね下回らないように基準地震動 <math>S_s-1</math> を0.53倍することで弾性設計用地震動 <math>S_d-1</math> を作成しているものであり、また、基準地震動 <math>S_s-1</math> 以外の基準地震動についても同様の係数0.53を乗じて弾性設計用地震動を作成している。</p> <p>したがって、標準応答スペクトルを考慮した基準地震動 <math>S_s-3-3</math> を追加したとしても係数0.53の設定の考え方に変更はないため、「弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう基準地震動に係数0.53を乗じて設定する。」という基本的設計方針は令和2年9月16日付け原規規発第2009168号をもって設置変更許可を受けた内容から変更なく、本基本的設計方針どおりに弾性設計用地震動 <math>S_d-3-3</math> を添付書類八に追加して申請を実施している。</p>	<p>2.2 改正規則等への適合性</p> <p>2.2.1 標準応答スペクトルに係る事項</p> <p>設置許可基準規則の解釈別記2第4条第5項において、「震源を特定せず策定する地震動」のうち「全国共通に考慮すべき地震動」について、「標準応答スペクトル」を考慮することが追加要求された。</p> <p>本規則等改正を踏まえ、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」（以下「審査ガイド」という。）を参照し、以下の(1)～(3)の事項も検討した上で、<math>S_s-3-2</math> を追加し、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に考慮する旨の内容を設置変更許可申請書本文及び添付書類に追加しており、改正規則等に適合していると判断している。</p> <p>(1) 標準応答スペクトルは、S波速度2200m/s以上の地震基盤相当面で定義されているため、標準応答スペクトルに適合する模擬地震波を作成し、地震動評価により解放基盤表面における地震動として設定する。</p> <p>(2) 解放基盤表面で設定した標準応答スペクトルに基づき策定した地震動は、一部周期帯で基準地震動 <math>S_s-D1</math> の応答スペクトルを上回ることから、<math>S_s-3-2</math> として選定する。</p> <p>(3) <math>S_s-3-2</math> の模擬地震波は、それぞれの応答スペクトルに適合する周波数—振幅特性に対し、異なる位相特性を用いた複数の方法により検討を行った上で、一様乱数の位相をもつ正弦波の重ね合わせによって作成した模擬地震波を採用する。</p> <p>2.2.2 弾性設計用地震動に係る事項</p> <p>設置許可基準規則の解釈別記2第4条第4項に係る弾性設計用地震動 <math>S_d</math> については、添付書類八の「1.3.1.3(2) 動的地震力」において、「弾性設計用地震動 <math>S_d</math> は、基準地震動 <math>S_s</math> との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう基準地震動 <math>S_s</math> に係数0.5を乗じて設定する。」と記載している。この係数0.5は工学的判断により「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改正）」における基準地震動 <math>S_1</math> の応答スペクトルをおおむね下回らないように基準地震動 <math>S_s-D1</math> を0.5倍することで弾性設計用地震動 <math>S_d-D1</math> を作成しているものであり、また、基準地震動 <math>S_s-D1</math> 以外の基準地震動 <math>S_s</math> についても同様の係数0.5を乗じて弾性設計用地震動 <math>S_d</math> を作成している。</p> <p>したがって、標準応答スペクトルを考慮した基準地震動 <math>S_s-3-2</math> を追加したとしても係数0.5の設定の考え方に変更はないため、「弾性設計用地震動 <math>S_d</math> は、基準地震動 <math>S_s</math> との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう基準地震動 <math>S_s</math> に係数0.5を乗じて設定する。」という基本設計方針は令和5年1月25日付け原規規発第2301252号をもって設置変更許可を受けた内容から変更なく、本基本設計方針どおりに弾性設計用地震動 <math>S_d-3-2</math> を添付書類八に</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・標準応答スペクトルが定義される地盤位置の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・係数の設計方針の相違</p>

赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）	東海第二発電所	差異理由																						
	<p>追加して申請を実施している。</p> <p>なお、設置変更許可申請書に記載の基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math> の最大加速度は、少数点以下の値を四捨五入し整数値として表記している。このため、整数値とした場合、弾性設計用地震動 <math>S_d-32</math> の最大加速度については四捨五入の関係から、基準地震動 <math>S_s-32</math> に対して 0.5 を下回る表記となる場合もある。（第2.2-1表及び第2.2-2表参照）</p> <p>これより、地震応答解析に適用する最大加速度について、小数点以下の有効桁までを同表の括弧内に併記し、弾性設計用地震動 <math>S_d-32</math> の最大加速度が基準地震動 <math>S_s-32</math> の最大加速度に対して比率 0.5 以上となることを確認した。</p> <p>なお、既許可申請書の許可済 <math>S_s</math> においても、整数値とした場合、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> の最大加速度については、四捨五入の関係から基準地震動 <math>S_s</math> に対して 0.5 を下回る表記となる場合があったため、同様の確認を行っている。</p> <p style="text-align: center;">第2.2-1表 基準地震動 <math>S_s-32</math> の最大加速度</p> <table border="1" data-bbox="1380 882 2478 1102"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準地震動 <math>S_s</math></th> <th colspan="3">最大加速度 (cm/s<sup>2</sup>)</th> </tr> <tr> <th>NS方向</th> <th>EW方向</th> <th>UD方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>S_s-32</math></td> <td colspan="2">829 (829.3706)</td> <td>499 (498.9219)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2.2-2表 弾性設計用地震動 <math>S_d-32</math> の最大加速度</p> <table border="1" data-bbox="1380 1186 2478 1407"> <thead> <tr> <th rowspan="2">弾性設計用地震動 <math>S_d</math></th> <th colspan="3">最大加速度 (cm/s<sup>2</sup>)</th> </tr> <tr> <th>NS方向</th> <th>EW方向</th> <th>UD方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>S_d-32</math></td> <td colspan="2">415 (414.6853)</td> <td>249 (249.4610)</td> </tr> </tbody> </table>	基準地震動 $S_s$	最大加速度 (cm/s <sup>2</sup> )			NS方向	EW方向	UD方向	$S_s-32$	829 (829.3706)		499 (498.9219)	弾性設計用地震動 $S_d$	最大加速度 (cm/s <sup>2</sup> )			NS方向	EW方向	UD方向	$S_d-32$	415 (414.6853)		249 (249.4610)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東二は、設置変更許可申請書への表記上、係数0.5を下回る表記となる場合があるため、小数点以下の有効桁数まで確認し係数0.5以上であることを確認している。（既許可同様）</li> </ul>
基準地震動 $S_s$	最大加速度 (cm/s <sup>2</sup> )																							
	NS方向	EW方向	UD方向																					
$S_s-32$	829 (829.3706)		499 (498.9219)																					
弾性設計用地震動 $S_d$	最大加速度 (cm/s <sup>2</sup> )																							
	NS方向	EW方向	UD方向																					
$S_d-32$	415 (414.6853)		249 (249.4610)																					

赤字：設計方針の相違

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）	東海第二発電所	差異理由
<p>標準応答スペクトルに係る事項の本文、添付書類の記載箇所は、以下のとおりである。</p> <p>【本文】</p> <p>本文 五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>    ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>【添付書類】</p> <p>添付書類六</p> <p>5. 地震</p> <p>    5.5 基準地震動 <math>S_s</math></p> <p>添付書類八</p> <p>1. 安全設計</p> <p>    1.4 耐震設計</p> <p>1.12 原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針</p>	<p>上記に係る事項の本文、添付書類の記載箇所は、以下のとおりである。</p> <p>【本文】</p> <p>本文 五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>    ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>        (1) 耐震構造</p> <p>            (i) 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>【添付書類】</p> <p>添付書類六</p> <p>1. 地盤</p> <p>    1.7 原子炉施設設置位置付近の地盤の安定性評価</p> <p>3. 地震</p> <p>    3.6 基準地震動 <math>S_s</math></p> <p>添付書類八</p> <p>1. 安全設計</p> <p>    1.3 耐震設計</p> <p>        1.3.1 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>            1.3.1.3 地震力の策定方法</p> <p>1.9 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針</p> <p>    1.9.11 発電用原子炉設置変更許可申請（令和3年6月25日申請）に係る安全設計の方針</p> <p>添付書類十 追補 2. I</p> <p>1. レベル1 PRA</p> <p>    1.2 外部事象 PRA</p> <p>        1.2.1 地震 PRA</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・東二は、既許可において、震源を特定せず策定する地震動と一様ハザードスペクトルとの比較を載せているため記載する。（震源を特定せず策定する地震動と一様ハザードスペクトルとの比較を載せているのは、他の BWR プラントと同様）</p>



赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）	東海第二発電所	差異理由
<p>&lt;設置変更許可申請書記載（本文のうち一部抜粋）&gt;            以下の抜粋においては、変更又は追加箇所を下線部分及び破線で囲んだ部分で示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>設置変更許可申請書 本文            五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備            ロ 発電用原子炉施設の一般構造            (1) 耐震構造            (i) 設計基準対象施設の耐震設計            d. (略)</p> <p>基準地震動は、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動について、敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定する。策定した基準地震動の応答スペクトルを第1図及び第2図に、時刻歴波形を第3図～第14図に示す。解放基盤表面は、地盤調査の結果から、0.7km/s以上のS波速度(2.6km/s)を持つ堅固な岩盤が十分な広がりを持つ深さを持っていることが確認されているため、敷地標高を考慮してEL.+10mとする。</p> <p>(略)</p> </div> <p>第1図、第2図及び第14図の比較は省略する。</p>	<p>&lt;設置変更許可申請書記載（本文のうち一部抜粋）&gt;            以下の抜粋においては、変更又は追加箇所を下線部分及び破線で囲んだ部分で示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備            ロ 発電用原子炉施設の一般構造            (1) 耐震構造            (i) 設計基準対象施設の耐震設計            d. Sクラスの施設（e.に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）は、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して安全機能が保持できるように設計する。建物・構築物については、構築物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動<math>S_s</math>による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するように設計する。</p> <p>また、弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし、当該許容限界を超えないように設計する。機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。</p> </div> <p>以降の本文の比較は省略する。</p>	<p>・記載方針の相違</p>

赤字：設計方針の相違

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）	東海第二発電所	差異理由
<p>なお、設置許可基準規則の解釈別記2第4条第4項に係る弾性設計用地震動については、添付書類八の「1.4.1.3(2) 動的地震力」において、「弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう基準地震動に係数0.53を乗じて設定する。」と記載している。この係数0.53は工学的判断により「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂）」における基準地震動<math>S_1</math>の応答スペクトルをおおむね下回らないように基準地震動<math>S_{s-1}</math>を0.53倍することで弾性設計用地震動<math>S_{d-1}</math>を作成しているものであり、また、基準地震動<math>S_{s-1}</math>以外の基準地震動についても同様の係数0.53を乗じて弾性設計用地震動を作成している。</p> <p>したがって、標準応答スペクトルを考慮した基準地震動<math>S_{s-3-3}</math>を追加したとしても係数0.53の設定の考え方に変更はないため、「弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう基準地震動に係数0.53を乗じて設定する。」という基本的設計方針は令和2年9月16日付け原規規発第2009168号をもって設置変更許可を受けた内容から変更なく、本基本的設計方針どおりに弾性設計用地震動<math>S_{d-3-3}</math>を添付書類八に追加して申請を実施している。</p> <p>これらの弾性設計用地震動の設定の考え方等に係る添付書類八の記載箇所は、以下のとおりである。</p>	<p>※標準応答スペクトルに係る事項と弾性設計用地震動に係る事項を上段でまとめて記載。</p>	<p>・記載箇所の相違</p>

赤字：設計方針の相違

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）	東海第二発電所	差異理由
<p data-bbox="92 262 1317 304">&lt;設置変更許可申請書記載（添付書類八のうち一部抜粋）&gt;</p> <p data-bbox="92 304 1317 346">以下の抜粋においては、変更又は追加箇所を下線部分及び破線で囲んだ部分で示す。</p> <div data-bbox="172 415 1228 1444" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p data-bbox="172 436 1228 478">設置変更許可申請書 添付書類八</p><ol data-bbox="172 478 1228 693" style="list-style-type: none"><li>1. 安全設計</li><li>1.4 耐震設計</li><li>1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計</li><li>1.4.1.3 地震力の算定方法</li><li>(2) 動的地震力</li><li>(略)</li></ol><p data-bbox="172 735 1228 1323">また、弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう基準地震動に係数0.53を乗じて設定する。ここで、係数0.53は工学的判断として、原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が0.5程度であるという知見<sup>(10)</sup>を踏まえ、さらに「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂）」における基準地震動<math>S_1</math>の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮した値とする。また、建物・構築物及び機器・配管系ともに0.53を採用することで、弾性設計用地震動に対する設計に一貫性をとる。なお、弾性設計用地震動の年超過確率は、<math>10^{-3} \sim 10^{-5}</math>程度である。弾性設計用地震動の応答スペクトルを第1.4.1図及び第1.4.2図に、弾性設計用地震動の時刻歴波形を第1.4.3図～第1.4.14図に、弾性設計用地震動と基準地震動<math>S_1</math>の応答スペクトルの比較を第1.4.15図に、弾性設計用地震動と解放基盤表面における地震動の一樣ハザードスペクトルの比較を第1.4.16図及び第1.4.17図に示す。</p><p data-bbox="172 1365 1228 1407">(略)</p></div> <p data-bbox="92 1512 1317 1554"><u>第1.4.1図、第1.4.2図、第1.4.14図及び第1.4.15図の比較は省略する。</u></p>	<p data-bbox="1317 304 2540 346">&lt;設置変更許可申請書記載（添付書類八のうち一部抜粋）&gt;</p> <p data-bbox="1317 367 2540 451">以下の抜粋においては、変更又は追加箇所を下線部分及び破線で囲んだ部分で示す。</p> <div data-bbox="1430 472 2433 1816" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><ol data-bbox="1430 493 2433 703" style="list-style-type: none"><li>1. 安全設計</li><li>1.3 耐震設計</li><li>1.3.1 設計基準対象施設の耐震設計</li><li>1.3.1.3 地震力の算定方法</li><li>(2) 動的地震力</li></ol><p data-bbox="1430 787 2433 1186">動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用することとし、基準地震動<math>S_s</math>及び弾性設計用地震動<math>S_d</math>から定める入力地震動を入力として、動的解析により水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。なお、構造特性から水平2方向及び鉛直方向の地震力の影響が考えられる施設、設備については、水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに対して、許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</p><p data-bbox="1430 1207 2433 1375">Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動<math>S_d</math>から定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。</p><p data-bbox="1430 1396 2433 1564">屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、基準地震動<math>S_s</math>による地震力を適用する。</p><p data-bbox="1430 1585 2433 1795">「添付書類六 3. 地震」に示す基準地震動<math>S_s</math>は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定し、年超過確率は、<math>10^{-4} \sim 10^{-6}</math>程度である。</p></div> <p data-bbox="1317 1837 2540 1879"><u>以降の添付書類八の比較は省略する。</u></p>	<p data-bbox="2540 262 2905 304">・記載箇所の相違</p>

赤字：設計方針の相違

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）	東海第二発電所	差異理由
<p>1.3 変更申請に係る規則への適合性</p> <p>本規則等改正に伴う既許可申請書での設置許可基準規則の関係条文を整理した結果を添付資料1に示す。</p> <p>今回申請の関係条文は、設置許可基準規則の第3条、第4条、第7条～第9条、第11条、第38条、第39条、第41条～第43条、第57条及び第61条であり、これらのうち設置許可基準規則の解釈の改正に係る条文である第4条への適合性は、1.2に示すとおりである。</p> <p>その他の関係条文のうち第7条及び第11条については、発電用原子炉施設全般に関係するものであるが、添付資料1に示すとおり、標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る本申請において、既存設備の変更はないことから、既許可申請書の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。</p> <p>また、その他の関係条文のうち第3条及び第38条については、基準地震動 <math>S_s-3-3</math> の追加に伴い、設置変更許可申請書添付書類六に基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価結果を記載しているものの、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の地盤に係る既許可申請書の安全設計の方針に変更はない。</p> <p>なお、その他の関係条文については、添付資料1に示すとおり、基準地震動 <math>S_s-3-3</math> の追加を考慮した場合でも「基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力で設計する」という基本的設計方針は、令和2年9月16日付け原規規発第2009168号をもって設置変更許可を受けた内容から変更はない。</p> <p>本規則等改正においては、設置許可基準規則の第4条第3項の「基準地震動」に係る内容の改正のみであり、その他の安全設計方針に係る改正内容はなく、上述のとおり令和2年9月16日付け原規規発第2009168号をもって設置変更許可を受けた添付書類八に記載の安全設計方針に変更がないことを確認したことから、以下のとおり申請内容以外に変更がないことを明示した上で、「1.12 原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針」については、安全設計方針の変更に適用される第4条第3項の「基準地震動」に関する適合性について、標準応答スペクトルを考慮した基準地震動 <math>S_s-3-3</math> を追加し、基準地震動による地震力に考慮する旨の内容を記載する。</p> <p>&lt;設置変更許可申請書記載（添付書類目次のうち一部抜粋）&gt;</p> <div data-bbox="201 1570 1219 1864" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>添付書類八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書別添3に示すとおり。</p><p>別添3に示す記載内容以外は、次のとおりである。</p><p>令和2年9月16日付け原規規発第2009168号をもって設置変更許可を受けた伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書の3号炉に係る添付書類八「変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書」の記載内容に同じ。</p></div>	<p>2.3 変更申請に係る規則への適合性</p> <p>本申請は、設置許可基準規則の解釈等の一部改正に伴い、標準応答スペクトルに基づき策定した地震動として <math>S_s-3-2</math> を追加し、<math>S_s-3-2</math> に対する施設等への耐震の基本設計方針に反映することを目的としている。このため、既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わない。また、<math>S_s-3-2</math> の追加を考慮した場合でも「基準地震動 <math>S_s</math> 又は弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による地震力で設計する」という耐震の基本設計方針は、令和5年1月25日付け原規規発第2301252号をもって設置変更許可を受けた内容から変更はない。</p> <p>上記の内容を踏まえ、基準適合性の確認が必要な条文（以下「適合条文」という。）を第2.3図に示す適合条文抽出フローに沿って抽出する。また、整理した結果を添付資料-1に示す。</p> <p>変更申請に係る規則への適合性を整理した結果、添付資料-1のとおり適合条文は、設置許可基準規則の第3条、第4条、第8条、第9条、第38条、第39条、第41条～第43条、第57条及び第61条である。</p> <p>これらのうち第3条、第4条、第38条及び第39条については、基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math> に対して、施設等の健全性を要求する耐震設計に係る条文であることから、適合条文として抽出する。</p> <p>その他の条文として、第8条、第9条、第41条～第43条、第57条及び第61条については、第3条、第4条、第38条及び第39条要求以外で基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して耐震性を確認する方針としていることから、適合条文として抽出する。</p> <p>なお、抽出した適合条文については、前段で述べたとおり既許可申請書から設計方針に変更はなく、本申請書の添付書類八「1.9 発電用原子炉設置変更許可申請書に係る安全設計の方針」には、既許可申請書の基準地震動 <math>S_s</math> 又は弾性設計用地震動 <math>S_d</math> に係る事項の記載とし、具体的な記載内容については、添付資料-2に示す。</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・東二は、既許可から設計方針に変更がない条文に対しても耐震設計に係る条文については申請書に記載する方針としている。</p>

赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）	東海第二発電所	差異理由
<p>参考として、関係条文のうち第3条、第4条、第8条、第9条、第38条、第39条、第41条～第43条、第57条及び第61条に係る既許可申請書添付書類八の「1.12 原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針」の概要を添付資料2に示す。</p>		

第2.3図 適合条文抽出フロー

赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）	東海第二発電所	差異理由
<p>1.4 変更申請に係る「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合性</p> <p>本規則等改正に伴う既許可申請書での「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（以下「SA技術的能力審査基準」という。）の関係項目を整理した結果を添付資料3に示す。</p> <p>今回申請の関係項目は、SA技術的能力審査基準の「1.0 共通事項」及び「2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備」であり、本項目のうち、アクセスルートの確保及び保管場所の要求事項は、既許可申請書の本文十号において耐震性に関する記載があるが、基準地震動の追加により、それらの安全設計の方針に変更はなく、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。</p> <p>なお、その他の関係項目については、主に手順等の整備について記載しており、標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る本申請において、既存設備に変更はないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。</p>	<p>2.4 変更申請に係る「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合性</p> <p>本規則等改正に伴う既許可申請書での「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（以下「SA技術的能力審査基準」という。）の関係項目を整理した結果を添付資料-3に示す。</p> <p>今回申請の関係項目は、SA技術的能力審査基準の「1.0 共通事項」及び「2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備」であり、本項目のうち、アクセスルートの確保及び保管場所の要求事項は、既許可申請書の本文十号において耐震性に関する記載があるが、基準地震動<math>S_s</math>の追加により、それらの設計方針に変更はないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。</p> <p>なお、その他の関係項目については、主に手順等の整備について記載しており、標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る本申請において、既存設備に変更はないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。</p>	<p>・記載表現の相違</p>

赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

（添付資料－1）「標準応答スペクトルの規制への取り入れ」に伴う条文の整理表

設置許可基準規則の条文		伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）		東海第二発電所		差異理由
		関係条文要否 要：○、否：×	備考	適合条文要否 要：○ 否：×	備考	
第1条	適用範囲	×	適用する基準（法令）についての説明であり、要求事項ではないため、関係条文ではない。	×	適用する基準（法令）についての説明であり、要求事項ではないため、適合条文ではない。	
第2条	定義	×	言葉の定義であり、要求事項ではないため、関係条文ではない。	×	言葉の定義であり、要求事項ではないため、適合条文ではない。	
第3条	設計基準対象施設の地盤	○	設計基準対象施設の地盤に係る条文であり、基準地震動の追加に伴い、基準地震動による地震力が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤であることを確認する必要があるものの、設計基準対象施設の地盤に係る既設置許可の安全設計の方針を変更するものではない。	○	設計基準対象施設の地盤に係る条文であり、基準地震動 $S_s$ の追加に伴い、基準地震動 $S_s$ による地震力が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤であることを確認する必要があるため、適合条文として抽出する。ただし、基準地震動 $S_s$ の追加により、設計基準対象施設の地盤に係る既設置許可の設計方針を変更するものではない。	・記載方針の相違
第4条	地震による損傷の防止	○	標準応答スペクトルに関する規則解釈改正に係る条文であり、震源を特定せず策定する地震動のうち、標準応答スペクトルを考慮した基準地震動を追加するため、本条文は適用対象。ただし、基準地震動の追加により、設計基準対象施設の地震による損傷の防止に係る既設置許可の安全設計の方針に変更はない。	○	標準応答スペクトルに関する設置許可基準規則の解釈改正に係る条文であり、震源を特定せず策定する地震動のうち、標準応答スペクトルを考慮した基準地震動を追加すること及び設計基準対象施設の地震による損傷の防止に係る条文であり、基準地震動 $S_s$ の追加に伴い、基準地震動 $S_s$ による地震力に対して十分に耐えることができることを確認する必要があるため、適合条文として抽出する。ただし、基準地震動 $S_s$ の追加により、設計基準対象施設の地震による損傷の防止に係る既設置許可の設計方針を変更するものではない。	・記載方針の相違
第5条	津波による損傷の防止	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、津波による損傷の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、津波による損傷の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	・記載表現の相違（以下、省略）
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、外部からの衝撃による損傷の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、外部からの衝撃による損傷の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	本条文は発電用原子炉施設全般に関係するが、本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本条文は発電用原子炉施設全般に関係するが、 <b>適合条文の抽出の考え方に基づき、適合条文として抽出しない。</b> なお、本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	・東二は、適合条文の抽出の考え方に基づき、3条、4条、38条、39条以外で、基準地震動 $S_s$ を用いた評価方針を示していないため、否としている。
第8条	火災による損傷の防止	○	本条文は火災感知設備及び消火設備のうち、火災による損傷の防止への適合性の観点から、基準地震動 $S_s$ による地震力に対して耐震性を有するよう設計する設備に関係するが、基準地震動の追加により、安全設計の方針に変更はなく、火災による損傷の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	○	第4条要求以外で火災感知設備及び消火設備は、基準地震動 $S_s$ による地震力に対して耐震性の要求を示しているため、適合条文として抽出する。ただし、基準地震動 $S_s$ の追加により、設計基準対象施設の火災による損傷の防止に係る既設置許可の設計方針を変更するものではない。	・記載方針の相違
第9条	溢水による損傷の防止等	○	本条文は溢水源として設定しない耐震B、Cクラス機器について、基準地震動 $S_s$ による地震力に対する耐震性に関係するが、基準地震動の追加により、安全設計の方針に変更はなく、溢水による損傷の防止等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	○	第4条要求以外で溢水源として設定しない耐震B、Cクラス機器について、基準地震動 $S_s$ による地震力に対して耐震性の要求を示しているため、適合条文として抽出する。ただし、基準地震動 $S_s$ の追加により、設計基準対象施設の溢水による損傷の防止等に係る既設置許可の設計方針を変更するものではない。	・記載方針の相違

赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

設置許可基準規則の条文		伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）		東海第二発電所		差異理由
		関係条文要否 要：○、否：×	備考	適合条文要否 要：○ 否：×	備考	
第10条	誤操作の防止	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、誤操作の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、誤操作の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第11条	安全避難通路等	○	本条文は発電用原子炉施設全般に関係するが、本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、安全避難通路等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本条文は発電用原子炉施設全般に関係するが、適合条文の抽出の考え方に基づき、適合条文として抽出しない。なお、本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、安全避難通路等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	・東二は、適合条文の抽出の考え方に基づき、3条、4条、38条、39条以外で、基準地震動S <sub>s</sub> を用いた評価方針を示していないため、否としている。
第12条	安全施設	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、安全施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、安全施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第14条	全交流動力電源喪失対策設備	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、全交流動力電源喪失対策設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、全交流動力電源喪失対策設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第15条	炉心等	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、炉心等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、炉心等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第17条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、原子炉冷却材圧力バウンダリに係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、原子炉冷却材圧力バウンダリに係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第18条	蒸気タービン	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、蒸気タービンに係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、蒸気タービンに係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第19条	非常用炉心冷却設備	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、非常用炉心冷却設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、非常用炉心冷却設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第20条	一次冷却材の減少分を補給する設備	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、一次冷却材の減少分を補給する設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、一次冷却材の減少分を補給する設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第21条	残留熱を除去することができる設備	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、残留熱を除去することができる設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、残留熱を除去することができる設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	



赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

設置許可基準規則の条文		伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）		東海第二発電所		差異理由
		関係条文要否 要：○、否：×	備考	適合条文要否 要：○ 否：×	備考	
第22条	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第23条	計測制御系統施設	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、計測制御系統施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、計測制御系統施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第24条	安全保護回路	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、安全保護回路に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、安全保護回路に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第25条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第26条	原子炉制御室等	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、原子炉制御室等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、原子炉制御室等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第27条	放射性廃棄物の処理施設	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、放射性廃棄物の処理施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、放射性廃棄物の処理施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、放射性廃棄物の貯蔵施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、放射性廃棄物の貯蔵施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第29条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、放射線からの放射線業務従事者の防護に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、放射線からの放射線業務従事者の防護に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第31条	監視設備	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、監視設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、監視設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第32条	原子炉格納施設	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、原子炉格納施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、原子炉格納施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第33条	保安電源設備	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、保安電源設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、保安電源設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第34条	緊急時対策所	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、緊急時対策所に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、緊急時対策所に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	

赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

設置許可基準規則の条文		伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）		東海第二発電所		差異理由
		関係条文要否 要：○、否：×	備考	適合条文要否 要：○ 否：×	備考	
第35条	通信連絡設備	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、通信連絡設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、通信連絡設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第36条	補助ボイラー	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、補助ボイラーに係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、補助ボイラーに係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第37条	重大事故等の拡大の防止等	×	本申請は基準地震動の追加による地震PRAに用いる地震ハザード評価に変更はなく、個別プラント評価による事故シーケンスグループの抽出結果に影響を与えないこと、また、既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、重大事故等対処施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は基準地震動S <sub>s</sub> の追加による地震PRAに用いる地震ハザード評価に変更はなく、個別プラント評価による事故シーケンスグループの抽出結果に影響を与えないこと、また、既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、重大事故等対処施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第38条	重大事故等対処施設の地盤	○	重大事故等対処施設の地盤に係る条文であり、基準地震動の追加に伴い、基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤であることを確認する必要があるものの、重大事故等対処施設の地盤に係る既設置許可の安全設計の方針を変更するものではない。	○	重大事故等対処施設の地盤に係る条文であり、基準地震動S <sub>s</sub> の追加に伴い、基準地震動S <sub>s</sub> による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤であることを確認する必要があるため、適合条文として抽出する。ただし、基準地震動S <sub>s</sub> の追加により、重大事故等対処施設の地盤に係る既設置許可の設計方針を変更するものではない。	・記載方針の相違
第39条	地震による損傷の防止	○	本条文は基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれのある事故に対処するために必要な機能及び重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと等の要求に係るが、基準地震動の追加により、安全設計の方針に変更はなく、重大事故等対処施設の地震による損傷の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	○	重大事故等対処施設の地震による損傷の防止に係る条文であり、基準地震動S <sub>s</sub> の追加に伴い、基準地震動S <sub>s</sub> による地震力に対して重大事故に至るおそれのある事故に対処するために必要な機能及び重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと等を確認する必要があるため、適合条文として抽出する。ただし、基準地震動S <sub>s</sub> の追加により、重大事故等対処施設の地震による損傷の防止に係る既設置許可の設計方針を変更するものではない。	・記載方針の相違
第40条	津波による損傷の防止	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、重大事故等対処施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、津波による損傷の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第41条	火災による損傷の防止	○	本条文は火災感知設備及び消火設備のうち、火災による損傷の防止への適合性の観点から、基準地震動S <sub>s</sub> による地震力に対して耐震性を有するよう設計する設備に係るが、基準地震動の追加により、安全設計の方針に変更はなく、火災による損傷の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	○	第39条要求以外で火災感知設備及び消火設備は、基準地震動S <sub>s</sub> による地震力に対して耐震性の要求を示しているため、適合条文として抽出する。ただし、基準地震動S <sub>s</sub> の追加により、重大事故等対処設備の火災による損傷の防止に係る既設置許可の設計方針を変更するものではない。	・記載方針の相違
第42条	特定重大事故等対処施設	○	本条文は基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと等の要求に係るが、基準地震動の追加により、安全設計の方針に変更はなく、特定重大事故等対処施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	○	第39条要求以外で特定重大事故等対処施設を構成する設備は、地震による火災、溢水等により他の設備への悪影響防止の観点から基準地震動S <sub>s</sub> による地震力に対して耐震性の要求を示しているため、適合条文として抽出する。ただし、基準地震動S <sub>s</sub> の追加により、特定重大事故等対処施設に係る既設置許可の設計方針を変更するものではない。	・記載方針の相違

赤字：設計方針の相違

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

設置許可基準規則の条文		伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）		東海第二発電所		差異理由
		関係条文要否 要：○、否：×	備考	適合条文要否 要：○ 否：×	備考	
第43条	重大事故等対処設備	○	本条文は可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関係するが、基準地震動の追加により、安全設計の方針に変更はなく、重大事故等対処設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	○	第39条要求以外で重大事故等対処設備は、地震による火災、溢水等により他の設備への悪影響防止の観点から、また、可搬型重大事故等対処設備及びアクセスルート確保は第39条要求以外で、基準地震動 $S_s$ による地震力に対して耐震性の要求を示しているため、適合条文として抽出する。ただし、基準地震動 $S_s$ の追加により、重大事故等対処設備に係る既設置許可の設計方針を変更するものではない。	・記載方針の相違
第44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、重大事故等対処施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、重大事故等対処施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第45条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	同上	×	同上	
第46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×	同上	×	同上	
第47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	同上	×	同上	
第48条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×	同上	×	同上	
第49条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	同上	×	同上	
第50条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×	同上	×	同上	
第51条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×	同上	×	同上	
第52条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×	同上	×	同上	
第53条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×	同上	×	同上	
第54条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	同上	×	同上	
第55条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×	同上	×	同上	
第56条	重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備	×	同上	×	同上	

赤字：設計方針の相違

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

設置許可基準規則の条文		伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）		東海第二発電所		差異理由
		関係条文要否 要：○、否：×	備考	適合条文要否 要：○ 否：×	備考	
第57条	電源設備	○	本条文は特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）として、蓄電池（3系統目）が、弾性設計用地震動S <sub>d</sub> による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しても耐震性を有するように設計する設備に係るが、基準地震動の追加により、安全設計の方針に変更はなく、電源設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	○	第39条要求以外で蓄電池（3系統目）は、基準地震動S <sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことに加え、弾性設計用地震動S <sub>d</sub> による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、耐震性の要求を示しているため、適合条文として抽出する。ただし、基準地震動S <sub>s</sub> の追加により、電源設備に係る既設置許可の設計方針を変更するものではない。	・記載方針の相違
第58条	計装設備	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、重大事故等対処施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、重大事故等対処施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第59条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×	同上	×	同上	
第60条	監視測定設備	×	同上	×	同上	
第61条	緊急時対策所	○	本条文は基準地震動による地震力に対して緊急時対策所の機能を損なうおそれがないこと等の要求に係るが、基準地震動の追加により、安全設計の方針に変更はなく、緊急時対策所に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	○	第39条要求以外で緊急時対策所は、基準地震動S <sub>s</sub> による地震力に対して耐震性の要求を示しているため、適合条文として抽出する。ただし、基準地震動S <sub>s</sub> の追加により、緊急時対策所に係る既設置許可の設計方針を変更するものではない。	・記載方針の相違
第62条	通信連絡を行うために必要な設備	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、重大事故等対処施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、重大事故等対処施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	

赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

（添付資料－２）既許可申請書の設計方針（添付書類八）

要求項目	要求事項	伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版） 設計方針（記載概要）	東海第二発電所 設計方針	差異理由
第三条 設計基準対象施設の地盤				
地盤の支持	設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）及び兼用キャスクにあっては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。	1 について 耐震重要施設、及び兼用キャスクである使用済燃料乾式貯蔵容器を設置する使用済燃料乾式貯蔵建屋については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。 また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。 耐震重要施設以外の設計基準対象施設については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。	第1項について 耐震重要施設については、基準地震動 $S_s$ による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。  また、上記に加え、基準地震動 $S_s$ による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことを含め、基準地震動 $S_s$ による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。 耐震重要施設以外の設計基準対象施設については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。	・東二は兼用キャスクなし ・記載表現の相違（以下、省略）
	2 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。	2 について 耐震重要施設、及び兼用キャスクである使用済燃料乾式貯蔵容器を設置する使用済燃料乾式貯蔵建屋は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。	第2項について 耐震重要施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化や揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。	・東二は兼用キャスクなし
	3 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤に変位が生じてその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。		第3項について 耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。	・標準応答スペクトル取り入れに関して直接関係はないが、耐震設計に係る条文のため、記載する。
第四条 地震による損傷の防止				
耐震性	設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。	1 について 設計基準対象施設は、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力に対しておおむね弾性範囲の設計を行う。	第1項について 設計基準対象施設は、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じて設定した地震力に対しておおむね弾性範囲の設計を行う。 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震動 $S_d$ による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を組み合わせた荷重条件に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態にとどまる設計とする。 なお、耐震重要度分類及び地震力については、「第2項について」に示すとおりである。	・記載内容の相違
	2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。	2 について 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力を算定する。	第2項について 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、以下のとおり、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力を算定する。 (1) 耐震重要度分類 Sクラス：地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設、これらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設及び地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの Bクラス：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設 Cクラス：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設 (2) 地震力 上記(1)のSクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）、Bクラス及びCクラスの施設に適用する地震力は以下のとおり算定する。 なお、Sクラスの施設については、弾性設計用地震動 $S_d$ による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を適用する。 a. 静的地震力 静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 $C_1$ 及び震度に基づき算定する。 (a) 建物・構築物	・記載内容の相違

赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

要求項目	要求事項	伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版） 設計方針（記載概要）	東海第二発電所 設計方針	差異理由
			<p>水平地震力は、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。            Sクラス 3.0            Bクラス 1.5            Cクラス 1.0            ここで、地震層せん断力係数<math>C_i</math>は、標準せん断力係数<math>C_0</math>を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。            Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>(b) 機器・配管系            耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数<math>C_i</math>に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度から求めるものとする。            なお、Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>b. 弾性設計用地震動<math>S_a</math>による地震力            弾性設計用地震動<math>S_a</math>による地震力は、Sクラスの施設に適用する。            弾性設計用地震動<math>S_a</math>は、「添付書類六 3. 地震」に示す基準地震動<math>S_s</math>に工学的判断から求められる係数0.5を乗じて設定する。            また、弾性設計用地震動<math>S_a</math>による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。            なお、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動<math>S_a</math>に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせで算定するものとする。</p>	
3	耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	3 について 耐震重要施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物を除く。）については、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切な地震動、すなわち「添付書類六 5. 地震」に示す基準地震動による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。 また、屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物については、基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。	第3項について 耐震重要施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切な地震動、すなわち「添付書類六 3. 地震」に示す基準地震動 $S_s$ による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。 また、屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物については、基準地震動 $S_s$ による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。 基準地震動 $S_s$ による地震力は、基準地震動 $S_s$ を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。 なお、耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容の相違</li> <li>・記載内容の相違</li> </ul>
4	耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	4 について 耐震重要施設については、基準地震動による地震力によって生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。	第4項について 耐震重要施設については、基準地震動 $S_s$ による地震力によって生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。	
5	炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	5 について 炉心内の燃料被覆材は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさない設計とする。	第5項について 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動 $S_s$ による地震力を組み合わせた荷重条件により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさない設計とする。 なお、燃料の機械設計においては、燃料被覆管応力、累積疲労サイクル、過度の寸法変化防止に対する設計方針を満足するように燃料要素の設計を行うが、上記の設計方針を満足させるための設計に当たっては、これらのうち燃料被覆管への地震力の影響を考慮すべき項目として、燃料被覆管応力及び累積疲労サイクルを評価項目とする。評価においては、内外圧差による応力、熱応力、水力振動による応力、支持格子の接触圧による応力等の他、地震による応力を考慮し、設計疲労曲線としては、Langer-0' Donnell の曲線を使用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容の相違</li> </ul>
6	兼用キャスクは、次のいずれかの地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 一 兼用キャスクが地震力により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかにかわらず判断するために用いる合理的な地震力として原子力規制委員会が別に定めるもの 二 基準地震動による地震力	6 について 使用済燃料乾式貯蔵容器は、基準地震動による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東二は兼用キャスクなし</li> </ul>

赤字：設計方針の相違
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

要求項目	要求事項	伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版） 設計方針（記載概要）	東海第二発電所 設計方針	差異理由
	7 兼用キャスクは、地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	7 について 使用済燃料乾式貯蔵容器については、基準地震動による地震力によって生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。		・東二は兼用キャスクなし
第八条 火災による損傷の防止				
火災防護	設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。	1 について 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の措置を講じるものとする。 (1) 火災発生防止 地震により火災が発生する可能性を低減するため、安全上の重要度に応じた耐震設計を行う。 (2) 火災感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、地震による影響に対して、安全機能を有する構築物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とする。	第1項について 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の措置を講じるものとする。 (1) 火災発生防止 地震により火災が発生する可能性を低減するため、安全上の重要度に応じた耐震設計を行う。 (2) 火災感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、安全機能を有する構築物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、地震発生時に機能を維持できる設計とする。	
第九条 溢水による損傷の防止等				
溢水防護	安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。	1 について 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。  なお、発電用原子炉施設内における溢水として、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）、消火系統等の作動、使用済燃料ピット等のスロッシングその他の事象により発生した溢水を考慮する。	第1項について 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。 そのために、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに使用済燃料プールにおいては、使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能を維持できる設計とする。 なお、発電用原子炉施設内における溢水として、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）、消火系統等の作動又は使用済燃料プールのスロッシングにより発生した溢水を考慮する。	・記載内容の相違
	2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。	2 について 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備（ポンプ、弁、使用済燃料ピット、原子炉キャビティ（燃料取替用キャナル含む。）等）から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしない設計とする。	第2項について 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしない設計とする。	
第三十八条 重大事故等対処施設の地盤				
地盤の支持	重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に設けなければならない。	1の一 について 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。 また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。	第1項第1号について 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、基準地震動 $S_s$ による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。 また、上記に加え、基準地震動 $S_s$ による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことを含め、基準地震動 $S_s$ による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。	
	一 重大事故防止設備のうち常設のもの（以下「常設重大事故防止設備」という。）であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故防止設備」という。）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。） 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤	1の二 について 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。	第1項第2号について 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。	
	二 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。） 第四条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤	1の三 について 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。 また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。	第1項第3号について 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、基準地震動 $S_s$ による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。 また、上記に加え、基準地震動 $S_s$ による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことを含め、基準地震動 $S_s$ による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。	
	三 重大事故緩和設備のうち常設のもの（以下「常設重大事故緩和設備」という。）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。） 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤	1の四 について 特定重大事故等対処施設については、耐震重要度分類のSクラスの施設に適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。	第1項第4号について 特定重大事故等対処施設（一の施設）（以下、本条文において「特定重大事故等対処施設」という。）については、耐震重要度分類のSクラスの施設に適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。	
	四 特定重大事故等対処施設 第四条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合及び基準地震動による地震力が作用した場合においても当該特定重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤			

赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

要求項目	要求事項	伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版） 設計方針（記載概要）	東海第二発電所 設計方針	差異理由
	<p>2 重大事故等対処施設（前項第二号の重大事故等対処施設を除く。次項及び次条第二項において同じ。）は、変形した場合においても重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 重大事故等対処施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>2 について        常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液化化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。        また、特定重大事故等対処施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液化化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</p>	<p>また、上記に加え、基準地震動<math>S_s</math>による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことを含め、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>第2項について        常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液化化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。        特定重大事故等対処施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液化化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</p> <p>第3項について        常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。        特定重大事故等対処施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。        なお、「第1項第1号～第3項について」における重大事故等対処施設の設備分類については、第三十九条の「適合のための設計方針」の「第1項について」における「I. 設備分類」による。</p>	<p>・標準応答スペクトル取り入れに関して直接関係はないが、耐震設計に係る条文のため、記載する。</p> <p>・記載内容の相違</p>
第三十九条	地震による損傷の防止			
耐震性	<p>重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>二 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること。</p> <p>三 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）基準地震動による地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>四 特定重大事故等対処施設 第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができ、かつ、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p>	<p>1 について        重大事故等対処施設について、(1)、(2)、(3)、(4)に示す各設備が設置される施設の区分に応じた設計方針に従って耐震設計を行う。耐震設計において適用する地震動及び当該地震動による地震力等については、設計基準対象施設のもの施設区分に応じて適用する。        なお、(1)、(2)、(3)、(4)に示す設計方針が、それぞれ第1項の第一、二、三、四号の要求事項に対応するものである。</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）        基準地震動による地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）</p>	<p>第1項について        重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて「I. 設備分類」のとおり分類し、設備分類に応じて「II. 設計方針」に示す設計方針に従って耐震設計を行う。耐震設計において適用する地震動及び当該地震動による地震力等については、設計基準対象施設のもの設備分類に応じて適用する。        なお、「II. 設計方針」の(1)、(2)、(3)及び(4)に示す設計方針が、それぞれ第1項の第一号、第二号、第三号及び第四号の要求事項に対応するものである。</p> <p>I. 設備分類        (1) 常設重大事故防止設備        重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故等設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの。        a. 常設耐震重要重大事故防止設備        常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故等設備が有する機能を代替するもの。        b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備        常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの。</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備        重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの。</p> <p>(3) 特定重大事故等対処施設        重大事故等対処施設のうち、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのもの。</p> <p>II. 設計方針        (1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設        基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設</p>	<p>・記載内容の相違</p>



赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

要求項目	要求事項	伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版） 設計方針（記載概要）	東海第二発電所 設計方針	差異理由
		<p>代替する機能を有する設計基準事故対処設備の耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）        基準地震動による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(4) 特定重大事故等対処施設        弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスの施設に適用される静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるよう、かつ、基準地震動による地震力に対して、原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう設計する。        特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な間接支持構造物は、特定重大事故等対処施設に求められる地震力に対してその機能を喪失しない設計とする。</p>	<p>代替する機能を有する設計基準事故対処設備の耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。        なお、上記設計において適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。        また、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(4) 特定重大事故等対処施設（一の施設）</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>本箇所の記載内容は機密に係る事項を含むため、東海第二発電所審査資料 S-2-1 参考「東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について（機密情報記載箇所抜粋）」に示す。</p> </div>	<p>・記載内容の相違</p> <p>・記載内容の相違</p>

赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

要求項目	要求事項	伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版） 設計方針（記載概要）	東海第二発電所 設計方針	差異理由
	2 重大事故等対処施設は、第四条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	2 について 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力によって生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。 また、特定重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力によって生じるおそれがある周辺斜面の崩壊に対して、原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。	第2項について 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 $S_s$ による地震力によって生じるおそれがある周辺斜面の崩壊に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。 特定重大事故等対処施設（一の施設）については、基準地震動 $S_s$ による地震力によって生じるおそれがある周辺斜面の崩壊に対して、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。	
第四十一条	火災による損傷の防止			
火災防護	重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。	重大事故等対処施設は火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災発生防止、火災感知及び消火の措置を講じるものとする。 (1) 火災発生防止 地震により火災が発生する可能性を低減するため、重大事故等対処施設の区分に応じた耐震設計を行う。 (2) 火災感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、地震による影響に対して、重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を維持できる設計とする。	第1項について 重大事故等対処施設は火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災発生防止、火災感知及び消火の措置を講じるものとする。 (1) 火災の発生防止 地震により火災が発生する可能性を低減するため、重大事故等対処施設の区分に応じた耐震設計を行う。 (2) 火災感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、重大事故等対処施設の区分に応じて、地震発生時に機能を維持できる設計とする。	
第四十二条	特定重大事故等対処施設			
特定重大事故等対処施設	工場等には、次に掲げるところにより、特定重大事故等対処施設を設けなければならない。 一 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。	1の一 について 特定重大事故等対処施設を構成する設備は発電用原子炉施設（他号炉を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設、重大事故等対処設備及び特定重大事故等対処施設（当該の特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。））に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 具体的には、地震による影響に対して、特定重大事故等対処施設を構成する設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震により火災源又は溢水源とならないように耐震設計を行う。	第1項第1号について 特定重大事故等対処施設を構成する設備は、発電用原子炉施設（一部の敷地を共有する東海発電所内の発電用原子炉施設を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び重大事故等対処設備（当該の特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。））に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 具体的には、地震による影響に対しては、特定重大事故等対処施設を構成する設備は、地震、地震による火災及び溢水により他の設備へ悪影響を及ぼさないように設計する。 地震に対する耐震設計については、「1.3.3 特定重大事故等対処施設の耐震設計」に示す。	・記載内容の相違
第四十三条	重大事故等対処設備			
重大事故等対処設備	重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。 五 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。	1の五 について 重大事故等対処設備は発電用原子炉施設（他号炉を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 具体的には、地震による影響に対して、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震により火災源又は溢水源とならないように耐震設計を行うとともに、可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認するか又は固縛等が可能な設計とする。	第1項第5号について 重大事故等対処設備は発電用原子炉施設（隣接する発電所を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備）に対して地震による悪影響を及ぼさない設計とする。	・記載内容の相違
	3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。 三 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。		第3項第3号について 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。 環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、接続口は、建屋等内及び建屋等壁面の適切に隔離した隣接しない位置に複数箇所設置する。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.1.7.3 環境条件等」に記載する。 地震に対して接続口は、「1.9 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針」に基づく地盤上の建屋等内又は建屋等壁面に複数箇所設置する。また、接続口は、「1.3.2 重大事故等対処施設の耐震設計」に基づく設計とする。 溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。	・東二は、可搬型設備に係る条項であり、第39条要求以外で接続口に対する評価方針を示しているため記載する。 （接続口に対する評価方針を示しているのは、他のBWRプラントと同様）
	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	3の五 について 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋等の頑健な建屋内に保管するか、又は屋外において共通要因によりすべての設備が同時に機能を喪失しないよう転倒しないことを確認するか若しくは必要により固縛等の処置をする。屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備又は電源設備以外のものは、必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、地震により生じる敷地下斜	第3項第5号について 可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。 また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故対処設備等及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	・記載内容の相違

赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

要求項目	要求事項	伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版） 設計方針（記載概要）	東海第二発電所 設計方針	差異理由
	<p>六 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する。</p> <p>3の六 について        想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。        アクセスルートは、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋外アクセスルートは、基準地震動による地震力に対して、運搬、移動に支障をきたさない地盤に設定することで通行性を確保する設計とする。基準地震動による周辺斜面の崩壊や道路面の滑りに対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の仮復旧を行うことで通行性を確保できる設計とする。不等沈下や地下構造物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、事前に土囊その他資機材による段差緩和対策を講じるとともに、段差発生時にはホイールローダによる仮復旧により、通行性を確保できる設計とする。</p>	<p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.1.7.3 環境条件等」に記載する。</p> <p>地震に対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「1.9 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針」に基づく地盤上に設置する建屋内に保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備は、「1.3.2 重大事故等対処施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>第3項第6号について        想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。        屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障を来すことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。        なお、想定される重大事故等の収束に必要な屋外アクセスルートは、基準津波の影響を受けない防潮堤内に、基準地震動<math>S_s</math>及び敷地に遡上する津波の影響を受けないルートを少なくとも1つ確保する。        屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを1セット2台使用する。ホイールローダの保有数は、1セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として3台の合計5台を分散して保管する。また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。        屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の通行を行うことで、通行性を確保できる設計とする。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等を行う設計とする。</p>	<p>・記載内容の相違</p> <p>・東二は、敷地に遡上する津波を考慮するため記載する。</p> <p>・記載内容の相違</p>
第五十七条 電源設備	2 発電用原子炉施設には、第三十三条第二項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設けなければならない。	2 について 蓄電池（3系統目）は、特に高い信頼性を有する直流電源設備とするため、安全機能の重要度分類クラス1相当の設計とし、耐震設計においては、蓄電池（3系統目）及びその電路は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことに加え、弾性設計用地震動による地震力または静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。	第2項について 所内常設直流電源設備（3系統目）は、特に高い信頼性を有する直流電源設備とするため、安全機能の重要度分類クラス1相当の設計とし、耐震設計においては、蓄電池（3系統目）及びその電路は、基準地震動 $S_s$ による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことに加え、弾性設計用地震動 $S_d$ による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。	
第六十一条 緊急時対策所	<p>第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>	緊急時対策所（EL.32m）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しない設計とする。	緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動 $S_s$ による地震力に対し、機能を損なわない設計とする。地震に対しては、「1.3.2 重大事故等対処施設の耐震設計」に基づく設計とする。	・記載内容の相違

赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

（添付資料－3）「標準応答スペクトルの規制への取り入れ」に伴う「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る整理表

要求項目	要求事項	伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）		東海第二発電所		差異理由
		関係要否 要：○，否：×	備考	関係要否 要：○，否：×	備考	
1. 重大事故等対策における要求事項						
1. 0	共通事項					
(1) 重大事故等 対処設備に 係る要求事 項	<p>①切替えの容易性 発電用原子炉設置者において、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>②アクセスルートの確保 発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所（以下「工場等」という。）内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p>	○	<p>本項目のうち、アクセスルートの確保及び保管場所の要求事項は、既許可申請書の本文十号において耐震性に関する記載があるが、基準地震動の追加により、それらの<b>安全設計の方針</b>に変更はなく、共通事項に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。</p> <p>&lt;参考：既許可申請書の本文十号より一部抜粋&gt;</p>	○	<p>本項目のうち、アクセスルートの確保及び保管場所の要求事項は、既許可申請書の本文十号において耐震性に関する記載があるが、基準地震動<math>S_s</math>の追加により、それらの<b>設計方針</b>に変更はなく、共通事項に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。</p> <p>&lt;参考：既許可申請書の本文十号より一部抜粋&gt;</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p>	<p>・記載表現の相違（以下、省略）</p> <p>・記載方針の相違</p>
(2) 復旧作業に 係る要求事 項	<p>①予備品等の確保 発電用原子炉設置者において、重要安全施設（設置許可基準規則第2条第9号に規定する重要安全施設をいう。）の取替え可能な機器及び部品等について、適切な予備品及び予備品への取替のために必要な機材等を確保する方針であること。</p> <p>②保管場所 発電用原子炉設置者において、上記予備品等を、外部事象の影響を受けにくい場所に、位置的分散などを考慮して保管する方針であること。</p> <p>③アクセスルートの確保 発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p>	○	<p>(1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>(i) 重大事故等対策 a. 重大事故等対処設備に係る事項 (b) アクセスルートの確保 ～中略～</p> <p>屋外及び屋内において、アクセスルートは、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。複数ルートのうち少なくとも1ルートは、定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）、溢水及び火災を想定しても、速やかに運搬、移動が可能なルートとするとともに、他の復旧可能なルートも確保する。</p>	○	<p>(1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>(i) 重大事故等対策 a. 重大事故等対処設備に係る事項 (b) アクセスルートの確保 ～略～</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路路面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり並びに地中埋設構造物の損壊）、風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用し、それを運転できる要員を確保する。</p>	<p>・記載方針の相違</p>
(3) 支援に係る 要求事項	<p>発電用原子炉設置者において、工場等内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事故発生後7日間は事故収束対応を維持できる方針であること。</p> <p>また、関係機関と協議・合意の上、外部からの支援計画を定める方針であること。</p> <p>さらに、工場等外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事象発生後6日間までに支援を受けられる方針であること。</p>	○	<p>屋内及び屋外アクセスルートは、想定される自然現象に対して地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して飛来物、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を考慮する。</p> <p>～以下、省略～</p> <p>b. 復旧作業に係る事項 (a) 予備品等の確保 予備品等については、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水などの外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し保管する。</p> <p>～以下、省略～</p>	○	<p>津波の影響については、防潮堤内に設置し基準津波の影響を受けず、また、基準地震動<math>S_s</math>に対して影響を受けない若しくは重機等による復旧をすることにより、複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>敷地に遡上する津波の影響については、敷地に遡上する津波の影響を受けない高所（T.P. + 11m 以上）に、基準地震動<math>S_s</math>の影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート確保することにより、可搬型重大事故等対処設備の保管場所及び緊急時対策所等から接続場所までの移動・運搬を可能とする。</p> <p>～略～</p> <p>屋外アクセスルートは、基準地震動<math>S_s</math>の影響による周辺斜面の崩壊や道路路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダ等の重機による崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>～略～</p> <p>b. 復旧作業に係る事項 (b) 保管場所 予備品等については、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波（敷地に遡上する津波を含む。）による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮した場所に保管する。</p>	
(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備	<p>発電用原子炉設置者において、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、あらかじめ手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制の適切な整備が行われているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p>	○	○	○		

赤字：設計方針の相違  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

要求項目	要求事項	伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）		東海第二発電所		差異理由
		関係要否 要：○，否：×	備考	関係要否 要：○，否：×	備考	
					(c) アクセスルートの確保 想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、「a. (b) アクセスルートの確保」と同じ実効性のある運用管理を実施する。	
1. 1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	×	発電用原子炉設置者において、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びこれらの運用の変更は伴わないことから、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
1. 2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	×	発電用原子炉設置者において、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びこれらの運用の変更は伴わないことから、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
1. 3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	×	発電用原子炉設置者において、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びこれらの運用の変更は伴わないことから、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
1. 4	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	×	発電用原子炉設置者において、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びこれらの運用の変更は伴わないことから、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
1. 5	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	×	発電用原子炉設置者において、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びこれらの運用の変更は伴わないことから、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
1. 6	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	×	1 発電用原子炉設置者において、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。 2 発電用原子炉設置者は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びこれらの運用の変更は伴わないことから、原子炉格納容器内の冷却等のための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、原子炉格納容器内の冷却等のための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
1. 7	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	×	発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びこれらの運用の変更は伴わないことから、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
1. 8	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等	×	発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びこれらの運用の変更は伴わないことから、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
1. 9	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	×	発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びこれらの運用の変更は伴わないことから、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
1. 10	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	×	発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設（以下「原子炉建屋等」という。）の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びこれらの運用の変更は伴わないことから、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。

赤字：設計方針の相違

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

要求項目	要求事項	伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）		東海第二発電所		差異理由
		関係要否 要：○，否：×	備考	関係要否 要：○，否：×	備考	
1. 1. 1	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	1 発電用原子炉設置者において、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。 2 発電用原子炉設置者は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
1. 1. 2	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
1. 1. 3	重大事故等の収束に必要な水の供給手順等	発電用原子炉設置者において、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な量の水を供給するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、重大事故等の収束に必要な水の供給手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、重大事故等の収束に必要な水の供給手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
1. 1. 4	電源の確保に関する手順等	発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、電源の確保に関する手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、電源の確保に関する手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
1. 1. 5	事故時の計装に関する手順等	発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、事故時の計装に関する手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、事故時の計装に関する手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
1. 1. 6	原子炉制御室の居住性等に関する手順等	発電用原子炉設置者において、原子炉制御室に関し、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、原子炉制御室の居住性等に関する手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、原子炉制御室の居住性等に関する手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
1. 1. 7	監視測定等に関する手順等	1 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。 2 発電用原子炉設置者は、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、監視測定等に関する手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、監視測定等に関する手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
1. 1. 8	緊急時対策所の居住性等に関する手順等	発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、緊急時対策所の居住性等に関する手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、緊急時対策所の居住性等に関する手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
1. 1. 9	通信連絡に関する手順等	発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、通信連絡に関する手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、通信連絡に関する手順等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
2.	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における要求事項					
2. 1	可搬型設備等による対応	発電用原子炉設置者において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合における体制の整備に関し、以下の項目についての手順書が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。また、当該手順書に従って活動を行うための体制及び資機材が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。 一 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 二 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。	×	本申請は既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、可搬型設備等による対応に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	×	本申請は既存設備に変更はなく、それらの運用の変更は伴わないことから、可搬型設備等による対応に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。

赤字：設計方針の相違

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 比較表

要求項目	要求事項	伊方発電所3号炉（令和4年9月8日提出版）		東海第二発電所		差異理由
		関係要否 要：○，否：×	備考	関係要否 要：○，否：×	備考	
	<p>三 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>四 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>五 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p>					
2. 2	<p>特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備</p>	<p>発電用原子炉設置者において、特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p>	○	<p>本項目のうち、アクセスルートの確保の事項については、既許可申請書の本文十号において、「1. 0 共通事項」に記載の「(1)(i) a. (b)アクセスルートの確保」に準拠することとしている。よって、「1. 0 共通事項」と同じく、基準地震動の追加により、それらの安全設計の方針に変更はなく、特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。</p>	○	<p>本項目のうち、アクセスルートの確保の事項については、既許可申請書の本文十号において、「1. 0 共通事項」に記載の「(1)(i) a. (b)アクセスルートの確保」に準拠することとしている。よって、「1. 0 共通事項」と同じく、基準地震動<math>S_s</math>の追加により、それらの設計方針に変更はなく、特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。</p>